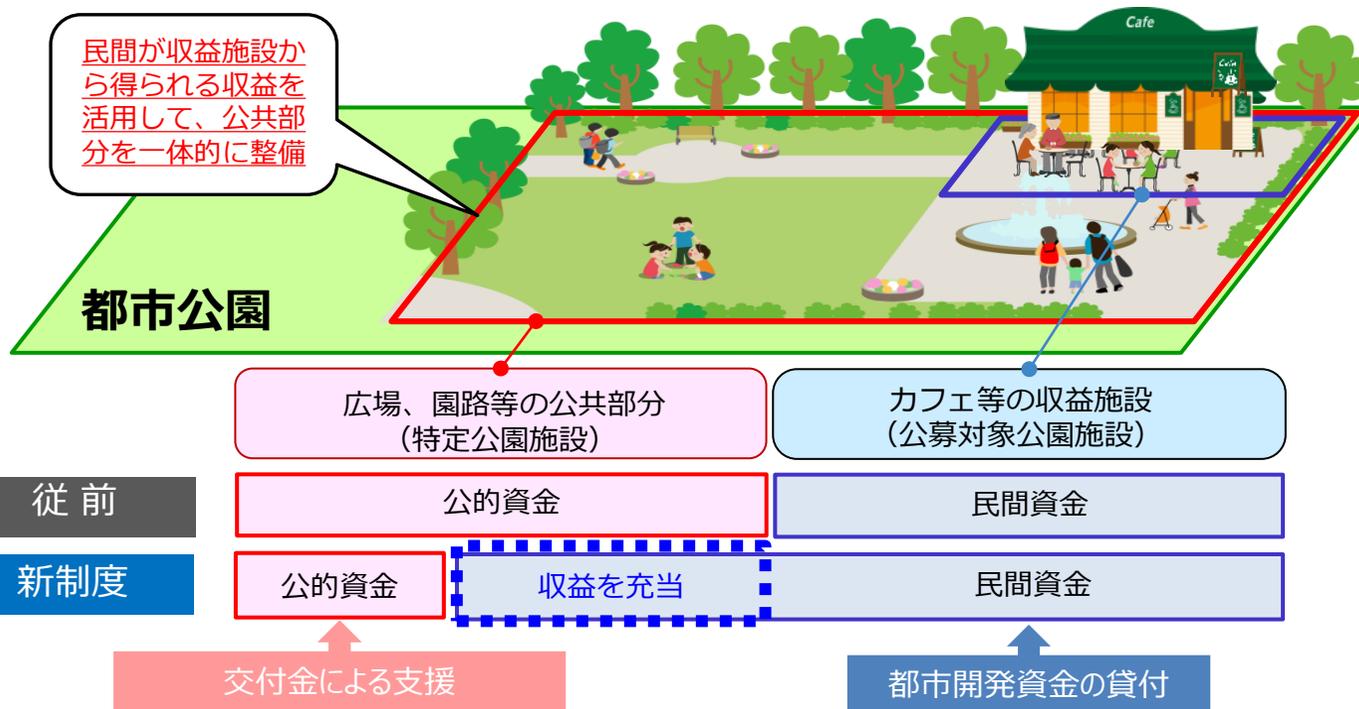


国土交通省からの情報提供

国土交通省都市局
公園緑地・景観課

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される



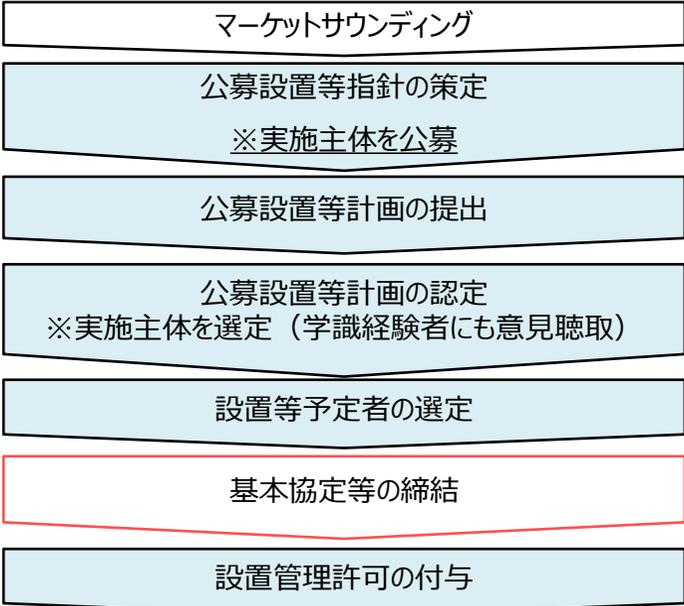
都市公園法の特例

- 設置管理許可期間**
最長10年を20年まで延長可能に
- 建ぺい率**
公募対象公園施設は10%を参酌して条例で定めることが可能に (通常2%を参酌)
- 占用物件**
自転車駐車場と看板・広告塔を占用可能に

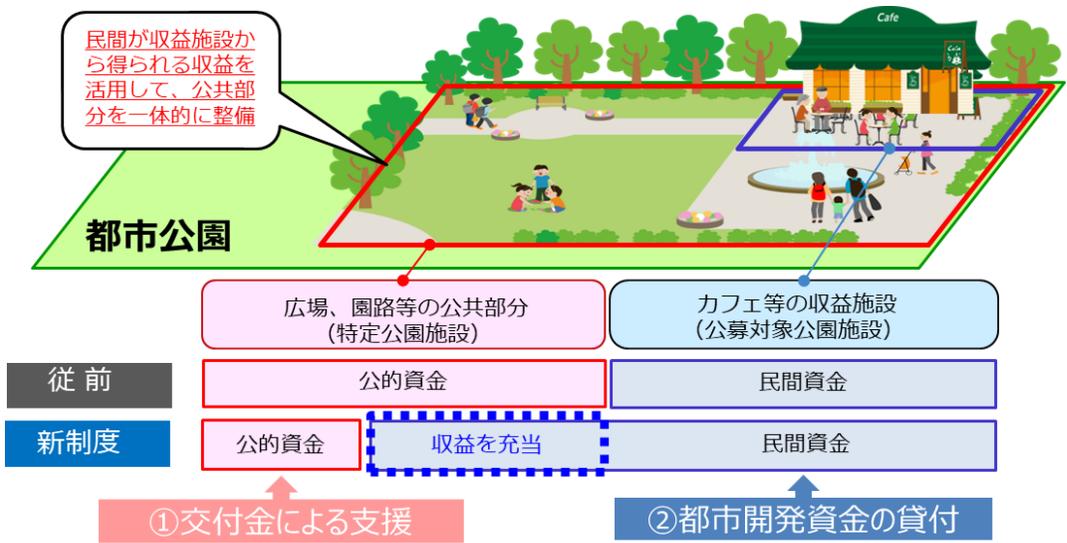
Park-PFIの活用によって促される効果

- 公園管理者** 公共部分の整備に収益を充当させる仕組が法定化され、選定プロセスが明確化になったことで、民間が参入しやすくなり、効果的・効率的な公園の再整備が促進される
- 事業者** 法律に基づく各種特例措置によって、公園という立地環境を活かしつつ、長期的な戦略をもって安定的な施設運営を行うことが可能となる
- 公園利用者** 公園の利便性が向上するとともに、公園の周辺も含めたエリアの魅力向上につながる

都市公園リノベーション協定制度～Park-PFIとの違い～

	Park-PFI (H29都市公園法)	都市公園リノベーション協定制度 (R2都市再生特別措置法)
制度趣旨	都市公園の整備への多様な民間主体の参画を促進を通じた都市公園の魅力向上	まちづくりと一体となった都市公園の整備を促進し、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を促進
対象区域	二	市町村が都市再生整備計画の中で指定する滞在快適性等向上区域（まちなかウォークアブル区域）内
事業主体	公募により選定	協定の対象となる都市公園における事業実績を有する一体型事業実施主体 [※] 又は都市再生推進法人 <small>※ まちなかウォークアブル区域内の土地所有者等で、市町村が実施する公共施設の整備又は管理に関する事業の区域に隣接又は近接する区域において、市町村の事業と一体的に交流・滞在空間を創出する事業の実施主体</small>
実施フローの概略 青は法定 白は運用	 <p>マーケットサウンディング</p> <p>公募設置等指針の策定 ※実施主体を公募</p> <p>公募設置等計画の提出</p> <p>公募設置等計画の認定 ※実施主体を選定（学識経験者にも意見聴取）</p> <p>設置等予定者の選定</p> <p>基本協定等の締結</p> <p>設置管理許可の付与</p>	 <p>マーケットサウンディング</p> <p>都市再生整備計画の案の公告・縦覧 ※案の段階で実施主体を特定、内容は概要レベル</p> <p>意見書の提出</p> <p>意見書の審査 ※案の実施主体で良いかどうか判断</p> <p>都市再生整備計画の策定</p> <p>都市公園リノベーション協定の締結</p> <p>設置管理許可の付与</p>
特例	①設置管理許可期間の特例 (10年→20年) ②建ぺい率の特例 (2%→12%)	③占用物件の特例 (自転車駐車場、看板、広告塔の設置を可能に)

事業スキーム



① 官民連携型賑わい拠点創出事業

Park-PFIにより選定された民間事業者又は都市公園リノベーション協定を締結した民間事業者が行う特定公園施設の整備に要する費用のうち地方公共団体が負担する金額の1/2を社会资本整備総合交付金により国が支援

② 賑わい増進事業資金（都市開発資金）

Park-PFIにより選定された民間事業者又は都市公園リノベーション協定を締結した民間事業者が行う公園施設の整備に要する資金の貸付けを行う地方公共団体に対し、国が有利子の貸付けを行う

① 官民連携型賑わい拠点創出事業の要件

交付対象	地方公共団体
面積要件	面積0.25ha以上の都市公園
国費対象基礎額	民間事業者が行う特定公園施設の整備に対して地方公共団体が負担する額の1/2
事業費要件	公共部分整備費の積算額に対して、地方公共団体の負担金額が1割以上削減されること

② 賑わい増進事業資金（都市開発資金）の貸付要件

貸付対象者	地方公共団体を通じて民間事業者（公募設置等計画の認定を受けた者又は都市公園リノベーション協定を締結した者）
貸付対象	民間事業者が設置する公園施設の整備に要する費用（交付金や他の借入れ部分等を除く）
貸付割合	公園施設整備費（公募対象公園施設 + 特定公園施設）の合計の1/2以内
利子	有利子
償還期間	・10年以内（4年以内の据え置き期間を含む） ・均等半年賦償還

都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言(概要)

都市公園制度誕生150年目のパラダイムシフト ～人中心のまちづくり時代における都市公園の意義・役割～

<各時代の社会背景>

明治6(1873)年	太政官布達 都市公園制度の始まり 名勝・旧跡等の群衆遊観の地を市民の慰楽の場として国民に開放 その後、震災時の避難地・防災拠点等として公園整備が進展	都市の近代化、震災復興・戦災復興の都市計画	
昭和30年代～	都市公園法制定(S31)、都市公園等整備緊急措置法制定(S47) 経済成長、人口増加等を背景に、緑とオープンスペースの量の整備を急ぐステージ	高度経済成長、人口の急増、都市の拡大と過密化	
平成28(2016)年	「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書 緑とオープンスペースが持つ多機能性を都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視する『新たなステージ』へ	人口減少・高齢化、規制緩和、地方分権、地方創生、国際的な都市間競争、インフラ老朽化と技術職員の減少	
ポストコロナの時代における人中心のまちづくりへの機運の高まり	「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりの取組の広がり ～交流・滞留空間、開かれた心地よい空間の創出～	地球環境問題の新たな潮流 ～人と自然が共生する持続可能でレジリエントな都市の形成～	人口減少、少子高齢化への対応 ～全てのこどもの健やかな成長を目指すことも政策の推進～
	新型コロナの感染拡大を経たニューノーマル社会への対応 ～人中心・市民目線のまちづくり、ニーズに迅速に対応する機動的なまちづくり～	市民・事業者の意識変化 ～参画意識の高まり、官民連携による社会課題解決と新たな市場創造・成長～	デジタル・トランスフォーメーションの進展 ～既存の仕組みの変革、新たな価値創出～

新たな時代における都市公園の意義・役割

～公園本来の役割、多機能性・多様な可能性の再認識～

個人と社会のWell-beingの向上に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、ポテンシャルを更に発揮すべき

持続可能な都市を支える
グリーンインフラ

心豊かな生活を支える
サードプレイス

人と人のリアルな交流、
イノベーションを生み出す場

社会課題解決に向けた
活動実践の場

機動的な
まちづくりの核

都市公園新時代 ～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～

人中心のまちづくりの中でポテンシャルを最大限発揮するため、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指す

「使われ活きる公園」の実現に必要な
3つの変革

都市アセットとしての利活用
まちの資産とする

公園のストックを地域の資産と捉え、能動的・機動的取組で地域の価値やシビックプライドを高揚する

画一からの脱却
個性を活かす

公園の特性に応じたルールをオーダーメイドでつくり、公園の楽しみ方を広げ、新たな文化を創造する

多様なステークホルダーの包摂
共に育て共に創る

パートナーシップの公園マネジメントを実践し、共有資産である公園を核にまちづくりへの関心を高める

◆都市公園新時代に向けた重点戦略～3つの戦略と7つの取組～

重点戦略【1】 新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場とする

公園が新たな価値創出や社会課題解決の場となるよう、NbS(自然を基盤とした解決策)の視点からグリーンインフラとしての保全・利活用に計画的に取り組みとともに、市民、事業者等による利活用の状況を管理運営や再整備にきめ細かく反映し、居心地が良く誰もが快適に過ごせる空間づくりを推進。

施策の
方向性

①グリーンインフラとしての保全・利活用

- グリーンインフラを導入した緑の基本計画(公園の整備・管理方針を含む)の策定
- 緑の基本計画等に基づく自然環境の有する多機能性の戦略的な保全・利活用
- 緑の充実や再生可能エネルギーの活用等による公園のカーボンニュートラル化

②居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり

- 公園の利活用状況の点検と点検結果を踏まえた公園再生
- 公園利用者の安全・安心の確保(防災・減災、バリアフリー、老朽化対策、防犯、暑熱対策等)
- 政策間連携による社会課題対応型の機能向上(健康、福祉、子育て、教育、地域経済等)

重点戦略【2】 しなやかに使いこなす仕組みをととのえる

公園は誰でも自由に使える空間という基本的な認識の下、多様化する利活用ニーズに応え、さらには公園が機動的なまちづくりの核となるよう、公園の特性等に応じた利用ルールの弾力化、新たな可能性を探る実験的な利活用の推進など、公園を使いこなす仕組みを整理。

施策の
方向性

③利用ルールの弾力化

- 画一的な利用ルールの見直しの促進(公園条例の方向性や選択肢の提示等)
- 利用者等の合意形成による公園毎のローカルルールづくり(協議会の活性化)

④社会実験の場としての利活用

- 公園での社会実験の事例・成果の共有
- 多様な主体による幅広いテーマの社会実験を円滑に進めるための仕組みづくり(パークラボ)

重点戦略【3】 管理運営の担い手を広げ・つなぎ・育てる

公園管理者としての体制確保・技術継承、地域との連携等に留意しつつ、多様な主体の参画を促進するとともに、管理運営を安定的に行えるよう自主性・自律性の向上を図り、ステークホルダーとのパートナーシップにより公園の価値を共創。

施策の
方向性

⑤担い手の拡大と共創

- 公園の特性等に応じた管理運営体制や役割分担の多様化
- 利活用をミッションとする体制構築(中間支援組織との連携等)

⑥自主性・自律性の向上

- 担い手の財政的な自立性の確保(計画的な収益事業実施、広告設置等)
- 民間の管理運営への参画を更に促進する仕組みづくり

⑦公園DXの推進

デジタル技術とデータの利活用により、新たな時代の都市公園の実現を促進。

施策の方向性

- 公園に関わるデータのデジタル化、オープンデータ化
- データを活用したEBPM
- DXによる新たなサービスを生み出す場としての活用
- デジタル技術、データを活用した、公園の利活用・管理運営の変革(リアルタイムデータを活用したサービス等)

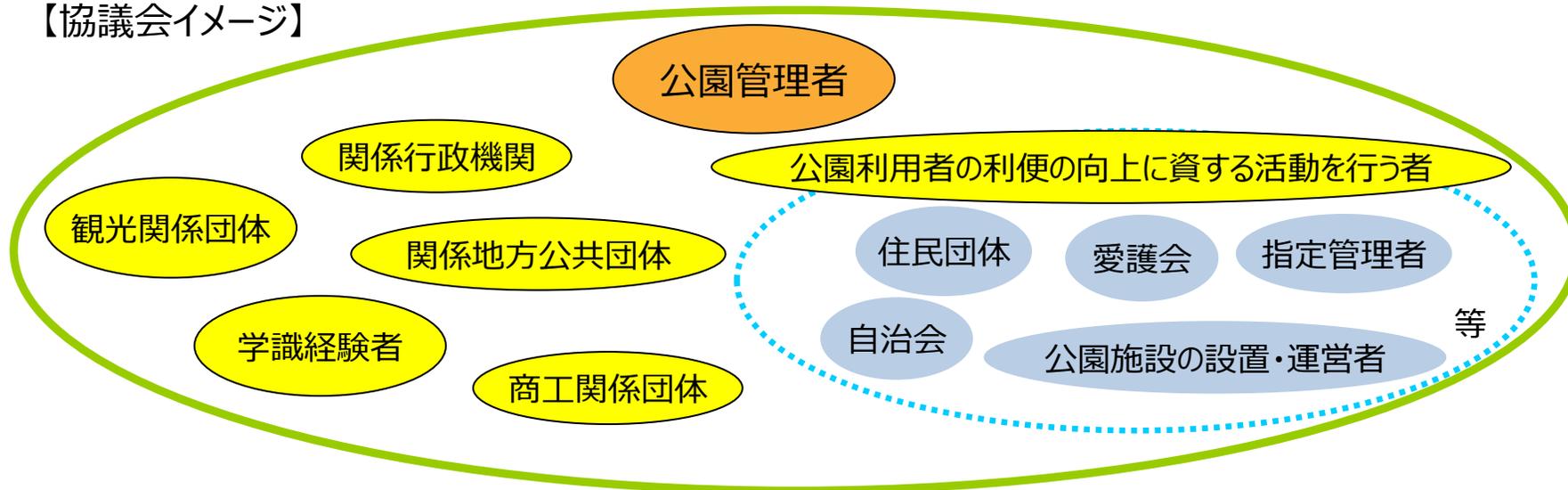
問題意識

- 立地条件が良いにもかかわらず、十分利用されていない公園もあるのではないか
- ボール遊び禁止、バーベキュー禁止など一律禁止ではなく、公園を利用する地域住民等と公園利用のローカルルールを決めていく仕組みがあっても良いのではないか

協議会の設置

- 公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができる。
- 各構成員には、協議が整った事項について尊重義務がある。

【協議会イメージ】



協議会における協議事項（例）

- 地域の賑わい創出のためのイベント実施に向けた情報共有、調整
- キャッチボールやバーベキューの可否、可とする場合のルール等、都市公園ごとのローカルルール作り
- 都市公園のマネジメント方針、計画 等

(参考) グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

官民連携・分野横断により、積極的・戦略的に緑や水を活かした都市空間の形成を図るグリーンインフラ※の整備を支援することにより、都市型水害対策や都市の生産性・快適性向上等を推進する。

※グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組

施策の概要

◆事業目的

- ① 公園緑地が有する多様な機能を引き出し、戦略的に**複数の地域課題の解決を目指す**
- ② **官民連携**による都市公園の整備や民間建築物又は公共公益施設の緑化を総合的に支援

◆事業スキーム

緑の基本計画等に基づいた**目標達成に必要なグリーンインフラの導入計画を策定**

■目標と具体的に必要なグリーンインフラのイメージ

目標（例）	目標の具体的な内容	目標達成に必要なグリーンインフラ
目標① 雨水流出の抑制	下水道施設への負荷軽減量	都市公園の整備 レインガーデンの整備
目標② 都市の生産性向上	事業実施区域内の店舗出店数・歩行者数	建築物の緑化 芝生広場の整備
目標③ 暑熱対策による都市環境改善	夏季における事業実施区域内の気温低減	公共公益施設の緑化 建築物のミスト付き緑化

グリーンインフラの導入計画に基づく**官民連携の取り組みをハード・ソフト両面から支援**

■支援対象

- ◆ 緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を3つ以上設定し、そのうち2つ以上は定量的な目標であること
- ◆ ①～⑤のうち2つ以上の事業、又は複数の事業主体で取り組むグリーンインフラ導入を支援
 - ☝ **グリーンインフラ活用型都市構築支援事業：民間事業者等へ補助（直接補助：1/2）**
 - ☝ **都市公園・緑地等事業：地方公共団体へ補助（直接補助：1/2、間接補助：1/3）**

- | ハード |
|---|
| ① 公園緑地の整備 |
| ② 公共公益施設の緑化 |
| ③ 民間建築物の緑化（公開性があるものに限り）※1 |
| ④ 市民農園の整備 |
| ⑤ 既存緑地の保全利用施設の整備（防災・減災推進型※2に限る）【R3拡充】 |
| ⑥ 緑化施設の整備（①～⑤の整備を併せて整備することで目標達成に資するものに限り） |



- | ソフト |
|--------------------|
| ⑦ グリーンインフラに関する計画策定 |
| ⑧ 整備効果の検証 |

※1脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の25%以上かつ500㎡以上であり、10年以上にわたり適切に管理されるものである場合には、一の事業主体により実施するもの及び非公開のものも対象とする。【R4拡充】

※2防災・減災推進型：防災指針、流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画と連携した取組（通常型と異なり、整備目標や内容について整合が求められる行政計画を限定）

◆事業実施イメージ

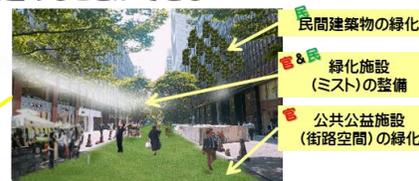
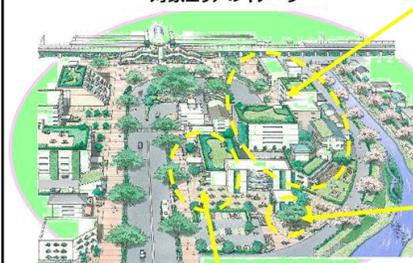
複数の地域課題（例）

- 課題① 豪雨時に浸水する恐れがあり、総合的な治水対策が必要【浸水被害軽減】
- 課題② 賑わいある空間づくりが必要【生産性向上】
- 課題③ 夏でも滞在できる地域の空間づくりが必要【暑熱対策】

グリーンインフラを戦略的に都市づくりに取り入れ、自然環境が有する機能を社会資本整備や土地利用等にうまく生かすことで、より効果的・効率的に持続可能で魅力ある都市づくりを進めることができる

【拠点的な市街地における事業イメージ】
✓働きやすく、多様な人材を呼び込む空間を創出

対象エリアのイメージ



雨水を貯留しやすい土壌を使用したレインガーデンの整備



雨水貯留浸透施設を備えた公園緑地の整備



局地的な大雨に強いまちづくりの一環として都市公園に雨水貯留浸透施設を整備



雨水を保水・浸透させると共に、植栽の成長を助け、晴天時は蒸発散効果で、ヒートアイランド対策にも奇功

自然環境が持つ多様な機能を生揮
+ 雨水の一次的な流出抑制
+ 蒸発散による路面温度上昇抑制
+ 緑陰の形成による夏でも涼しく、賑わいある都市空間の形成